

## 展望デッキ利用規約

令和元年 7 月 2 日改正

“渚の駅”たてやま内にある展望デッキの貸出及び利用について、以下のとおり定める。

### 【貸出目的】

- (1) 渚の駅の魅力を向上したは発信することにより、観光振興や来館者の増加を図る。
- (2) 市民のサークル・団体等に対し、活動の場を提供する。

### 【貸出日時】

貸出時間 午前 9 時から午後 9 時

準備・片付け時間を含む。

貸出期間 1 週間以内（準備、撤去期間を含みます。）

ただし、商業施設棟テナント事業者がその業務のために使用する場合のみ、協議の上、別途期間を決定するものとする。

年末年始（12月29日～1月3日）及び、施設の点検日など管理者が指定する日時を除く。

### 【利用対象者】

サークル活動やイベント等の実施を希望する法人、特定非営利活動法人、サークル、任意団体等

### 【貸出エリア】

商業施設棟 2 階前展望デッキスペース

### 【利用申請受付日】

利用日の 3 ヶ月前の同月 1 日より

### 【利用申請受付時間及び利用申請方法】

#### (1) 利用申請受付時間

月～金曜日 午前 9 時から午後 5 時 15 分（年末年始を除く）

#### (2) 利用申請方法

- ① 展望デッキ利用申請書に利用日時等必要事項を記入し、FAX 又は直接 “渚の駅”たてやま観光みなと課まで申込むこと。
- ② 市は申請内容が適切ではないと判断した場合は、展望デッキの使用を認めないことがある。
- ③ 市は展望デッキ利用申請書の記載内容を確認のうえ、利用申込者に受付した旨を FAX にて返信する。
- ④ 当該返信をもって、予約成立とする。
- ⑤ 利用者は、返信された書類を使用当日に持参すること。

## 【利用の決定】

- (1) 利用の決定は原則申込み順とする。ただし、諸事情により貸出日を調整することがある。
- (2) 許可された利用権は、第三者に譲渡・転貸することはできない。
- (3) 利用責任者は利用を開始する 10 日前までに、みなと課みなと施設係担当者と利用についての打ち合わせを行うこと。
- (4) 打ち合わせの内容により利用内容が適切でないと判断された場合は、展望デッキのご利用を認めないことがある。

## 【利用料及び支払方法】

- (1) 利用料金 展望デッキ 1 m<sup>2</sup>当り 10 円/時間  
継続利用の場合 1 m<sup>2</sup>当り 90 円/日
- (2) 支払方法 利用する当日に現金で支払うこと。
- (3) 市は利用の内容によっては、利用日前に支払い求める場合がある。
- (4) クレジットカードでの支払いは不可とする。

## 【使用料の減免】

- (1) 観光振興や来館者の増加が図られると見込まれるイベント等のうち、無料で実施するもの。
- (2) 公共の利益となる事業又は特別の事情があると認めるもの
- (3) その他市長が特に必要と認めたもの。

## 【イベント等の P R】

市は以下の利用について、市の広報紙やホームページ等で当該利用の P R をすることができる。

- (1) 済の駅の魅力を向上したは発信することにより、観光振興や来館者の増加が図られると認められるもの。
- (2) 公共の利益となる事業又は特別の事情があると認められるもの。
- (3) その他市長が特に必要と認めたもの。

## 【利用の取消または停止】

市は、以下の事項に該当すると判断した場合、利用の取消または利用の停止をすることがある。

- (1) 申請書の内容が事実と異なる場合
- (2) 公序良俗を乱す恐れがあると判断した場合
- (3) 特定の政治、宗教活動を目的とする場合
- (4) 集団的、常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織、その他反社会的勢力に利益になると認められる場合
- (5) 来場者を困惑させる恐れのある場合、来場者の利益を害する恐れのある場合
- (6) 災害、その他不可抗力によって施設の利用が困難と判断された場合
- (7) 公衆衛生、施設の管理・運営に支障があると判断された場合
- (8) 市は、利用の取消または停止により発生する損害に係る損害賠償は一切行わない。

## 【利用上の注意】

利用者は、以下の利用上の注意を遵守しなければならない。

- (1) 利用時間には会場の準備、撤去等の時間を含む。
- (2) 発火・引火・爆発の恐れがある危険物を持ち込まないこと。
- (3) 火気は使用しないこと。
- (4) デッキの壁・扉・ガラスに掲示物を貼らないこと。
- (5) 利用後は速やかに原状に復し、後片付けを行い市担当者の点検を受けること。
- (6) ごみは持ち帰ること。
- (7) 電力を使用する際は申込み時に相談すること。（原則有料）
- (8) 必要機材・展示品等の搬入・搬出は、利用者の責任で行うこと。
- (9) 施設の利用に伴い、施設・付属設備・備品等を汚損、破壊もしくは紛失した場合は、速やかに担当者に連絡するとともに、利用者の責任においてその復旧を行うこと。
- (10) 展望デッキの収容人数は180名までとする。

## 【免責、損害賠償等】

- (1) 利用時において発生した物品の盗難・紛失及び市の管理上の責めに帰さない事故、利用者の義務不履行による事故等について、市は一切責任を負わない。
- (2) 利用者に起因する当施設への損害等については、利用者がその損害を賠償する。
- (3) 本利用規約は、予告なく変更する場合がある。

年 月 日

館山市長 様

## 展望デッキ利用申請書

下記のとおり展望デッキの利用について申請します。

申請者	フリガナ 団体名			
	フリガナ 代表者氏名			
	住所			
連絡先	フリガナ 担当者名			
	電話／FAX	電話：	FAX：	
利用目的				
利用内容				
イベント入場料	無料・有料(円／人)			
利用期間	年 月 日( )			時から
	年 月 日( )			時まで
利用面積	m <sup>2</sup>			
電力使用の有無	有り・無し ※該当する方を○で囲んでください。			
搬入・設営日時	月 日( )			時から 時まで
撤去・搬出日時	月 日( )			時から 時まで
連絡事項等				

※本申請書の受領をもちまして、本契約となります。

※使用当日は、受付印のついた本書をお持ちください。

※利用時間は、午前9時から午後9時となります。

準備・片付けの時間を含みます。

※使用中の事故・ケガ等について、館山市は一切の責任を負いません。

※必要な機材の搬入・準備等は利用者の責任で行って下さい。

※その他、展望デッキ利用規約の記載事項を遵守して下さい。

受  
付  
印

※記入しないでください